

# 都市建設常任委員会会議記録

日 時 平成30年12月13日(木曜日)

午前10時 4分 開議

場 所 水戸市議会 第5委員会室

午前11時53分 散会

## 付託事件

議案第95号, 議案第101号, 議案第102号, 議案第103号, 議案第113号, 議案第114号, 議案第115号, 議案第117号, 議案第119号中第1表中歳出中第8款及び第2表債務負担行為補正中都市建設委員会所管分, 議案第121号中別表中歳出中第8款, 議案第128号

## 1 本日の会議に付した事件

### (1) 議案審査

- ① 議案第95号 水戸市下水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例
- ② 議案第101号 水戸市下水道条例の一部を改正する条例
- ③ 議案第102号 水戸市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例
- ④ 議案第103号 水戸市若宮スポーツ会館条例の一部を改正する条例
- ⑤ 議案第113号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例
- ⑥ 議案第114号 指定管理者の指定について(都市公園等)
- ⑦ 議案第115号 指定管理者の指定について(市営住宅等)
- ⑧ 議案第117号 市道路線の認定及び廃止について
- ⑨ 議案第119号 平成30年度水戸市一般会計補正予算(第4号)中第1表中歳出中第8款(土木費)及び第2表債務負担行為補正中都市建設委員会所管分
- ⑩ 議案第121号 平成30年度水戸市一般会計補正予算(第5号)中別表中歳出中第8款(土木費)
- ⑪ 議案第128号 平成30年度水戸市下水道事業会計補正予算(第1号)

## 2 出席委員(6名)

委員長	黒木 勇 君	副委員長	大津 亮一 君
委員	中庭 次男 君	委員	飯田 正美 君
委員	村田 進洋 君	委員	松本 勝久 君

## 3 欠席委員(1名)

委員 高橋 丈夫 君

## 4 委員外議員出席者(4名)

議長	田口 米蔵 君	議員	小川 勝夫 君
議員	安藏 栄 君	議員	袴塚 孝雄 君

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	秋葉宗志君			
建設部長	猿田佳三君	建設部技監	渡邊雅之君	
建設部技監兼 建築課長	小林幸夫君	建設計画課長	大森幹司君	
道路管理課長	有金正義君	道路建設課長	安達茂君	
生活道路整備 課長	川又弘一君	河川都市排水 課長	三村隆君	
土木補修事務 所長	大山裕己君	内原建設事務 所長	谷萩幸治君	
都市計画部長	高橋涼君	都市計画部 副部長	川崎洋幸君	
都市計画部技監兼 市街地整備課長	坪貴之君	都市計画部技監兼 住宅政策課長	木村勤君	
都市計画部技監兼 泉町周辺地区 開発事務所長	加藤久人君	都市計画課長	黒澤純一郎君	
建築指導課長	井原孝志君	公園緑地課長	上田航君	
下水道部長	白田敏範君	下水道部副部長	弓野憲一君	
下水道管理課長	鬼澤英一君	下水道整備課長	松葉光隆君	
下水道施設 管理事務所長	渡邊裕寿君			

6 事務局職員出席者

議事係長	綱島卓也君	書記	武田侑未子君	
------	-------	----	--------	--

午前10時 4分 開議

○黒木委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから都市建設委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、高橋委員が所用のため、欠席との連絡がありましたので、御報告申し上げます。

この際、お諮りいたします。当委員会における着席の位置につきましては、現在御着席のとおりとさせていただきますと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、これより議事に入ります。

さきの本会議において当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表のとおり、議案第95号ほか10件であります。

それでは、審査の進め方についてお諮りします。委員会の審査日程が2日間となっておりますので、本日は執行部に提出議案の説明を求め、その後質疑を行いまして、明日御意見等を伺った後、採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第95号ほか10件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、これより執行部から提出議案の説明を願います。

なお、11月21日の当委員会で請求いたしました資料につきまして、本日執行部より提出を受けておりますので、議案の説明とあわせて説明をお願いいたします。

初めに、議案第95号でございますが、議案第95号 水戸市下水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例、議案第101号 水戸市下水道条例の一部を改正する条例、議案第102号 水戸市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例及び議案第103号 水戸市若宮スポーツ会館条例の一部を改正する条例の4件につきましては、いずれも下水道部及び水道部の組織統合に関する議案でありますので、これらの議案について、一括して説明を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、そのように進めさせていただきます。

それでは、議案第95号、議案第101号、議案第102号及び議案第103号、以上4件について、執行部から説明願います。

鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 それでは、議案書①の1ページをお開き願います。

市議会議案第95号 水戸市下水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例など4件について、一括し

て御説明申し上げます。

これらにつきましては、さきの行財政改革調査特別委員会で御説明した上下水道事業の組織統合に伴い改正、廃止を必要とする13件の条例のうち、下水道部所管の4件について、御説明させていただくものでございます。

まず、市議会議案第95号 水戸市下水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例につきまして、お手元の下水道管理課提出の参考資料により御説明いたします。

1の廃止理由につきましては、下水道事業に地方公営企業法の全部適用を行い、また、水道事業と組織を統合するため上下水道局を設置し、あわせて両事業を統括する上下水道事業管理者を置くことによるものでございます。

2の施行期日につきましては、平成31年4月1日でございます。

2ページ以降に参照条文といたしまして、水戸市下水道事業の設置等に関する条例を添付してございます。次に、議案書①の13ページをごらん願います。あわせまして、お手元の下水道管理課提出の参考資料を御参照願います。

市議会議案第101号 水戸市下水道条例の一部を改正する条例につきまして、参考資料に基づいて御説明いたします。

1の改正理由につきましては、先ほどの廃止理由と同様ですので省略させていただきます。

2の主な改正内容につきましては、(1)といたしまして、市長と規定されている箇所を上下水道事業管理者と改めます。(2)といたしまして、規則で定めていた事項を管理者が定める事項といたします。ほかに、文言の整理を行うものでございます。

3の施行期日も同様に平成31年4月1日でございます。

2ページ以降に新旧対照表を添付してございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

続きまして、議案書①の15ページをごらん願います。

あわせまして、お手元の下水道管理課提出の参考資料を御参照願います。

市議会議案第102号 水戸市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例につきまして、参考資料に基づいて御説明いたします。

1の改正理由につきましては、同様ですので省略させていただきます。

2の主な改正内容につきましては、(1)といたしまして、市長と規定されている箇所を上下水道事業管理者に改めます。(2)といたしまして、規則で定めていた事項を管理者が定める事項といたします。ほかに、文言の整理を行うものでございます。

3の施行期日も同様に、平成31年4月1日でございます。

2ページ以降に新旧対照表を添付してございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

続きまして、議案書①の17ページをごらん願います。

あわせまして、お手元の下水道管理課提出の参考資料を御参照願います。

市議会議案第103号 水戸市若宮スポーツ会館条例の一部を改正する条例につきまして、参考資料に基づいて御説明いたします。

1の改正理由につきましては、同様ですので省略させていただきます。

2の主な改正内容につきましては、(1)といたしまして、水戸市若宮スポーツ会館の管理を上下水道事業管理者が行うとする規定を追加いたします。(2)といたしまして、市長と規定されている箇所を上下水道事業管理者に改めます。(3)といたしまして、規則で定めていた事項を管理者が定める事項といたします。ほかに、文言の整理を行うものでございます。

3の施行期日も同様に、平成31年4月1日でございます。

2ページ以降に新旧対照表を添付してございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

続きまして、さきの当委員会で御請求いただきました水道事業及び下水道事業の組織状況と水戸市における職員定数について、お手元のA4判1枚の下水道管理課提出の資料をごらん願います。

1番の水道事業及び下水道事業の組織状況につきましては、まず茨城県内44市町村のうち地方公営企業法を全部適用し水道事業と下水道事業の組織を統合している団体は、3市でございます。

次に、東京都を除きます全国46の県庁所在地のうち、全部適用し組織統合している団体は、27市でございます。

次に、中核市54市のうち全部適用し、組織統合している団体は、37市でございます。

最後に、施行時特例市、水戸市も含めました31市のうち全部適用し、組織統合している団体は、14市でございます。県庁所在地及び中核市におきましては、半数以上が全部適用し、組織統合している状況でございます。

続きまして、2番の平成30年4月1日現在の水戸市における職員定数につきましては、水道部が116人、下水道部が57人でございます。

説明は以上でございます。

○黒木委員長 次に、議案第113号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 それでは、水戸市議会定例会議案書の①、37ページをお開き願います。

市議会議案第113号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

公園緑地課提出の議案第113号参考資料をごらん願います。

1の改正理由は、開発行為による児童遊園の帰属及び児童遊園の位置の訂正を行うためでございます。

2の改正内容につきましては、(1)の水戸市笠原町下組第5児童遊園ほか10児童遊園について、市民の皆様の利用に供するため当該条例に追加を行うものでございます。

次に、(2)の新原児童遊園ほか6児童遊園については、位置の表記を訂正するため、条例の改正を行うものでございます。

3の施行期日でございますが、児童遊園の追加は平成31年1月1日からとし、児童遊園の位置の表記の訂正は公布の日といたします。

2ページ以降に新旧対照表及び追加する児童遊園の位置図、平面図を添付しておりますので後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○黒木委員長 次に、議案第114号 指定管理者の指定について（都市公園等）について、執行部から説明願います。

上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 引き続き、よろしくお願いいたします。

水戸市議会定例会議案書の①、39ページをお開き願います。

市議会議案第114号 指定管理者の指定について、御説明いたします。

1の管理を行わせる公の施設の名称につきましては、(1)都市公園としまして、常磐の杜第3街区公園。(2)の児童遊園につきましては、市議会議案第113号において条例の追加を提案いたしましたものと同様となりまして、片仮名のアの水戸市笠原町下組第5児童遊園から、サの水戸市米沢町代官山下第1児童遊園までの11カ所でございます。

2の指定管理者となる団体の名称につきましては、一般財団法人水戸市公園協会でございます。

3の指定の期間につきましては、平成31年1月1日から平成33年3月31日まででございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○黒木委員長 次に、議案第115号 指定管理者の指定について（市営住宅等）について、執行部から説明願います。

木村技監兼住宅政策課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 続きまして、議案書①の41ページをお開き願います。

市議会議案第115号 指定管理者の指定について、御説明いたします。

都市計画部住宅政策課提出の資料にて説明させていただきます。

本件につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者を指定するものでございます。

1の管理を行わせる公の施設の名称でございますが、市営住宅といたしまして元山町住宅ほか27住宅。それから、特定市営住宅といたしまして、大山台住宅の1住宅でございます。

2の指定管理者となる団体の名称でございますが、一般財団法人茨城県住宅管理センターでございます。

3の指定の期間でございますが、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間でございます。

また、住宅政策課提出の委員会資料①の裏面に参考資料を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

続きまして、住宅課提出の委員会資料②をごらん願います。

前回の当委員会におきまして、資料請求のあったものでございます。

指定管理料の内訳でございますが、平成29年度は決算額といたしまして2億4,031万3,000円となり、平成30年度につきましては、予算額となっております。

内訳につきましては、記載のとおりとなっております。

説明は以上でございます。

○黒木委員長 次に、議案第117号 市道路線の認定及び廃止について、執行部から説明願います。  
大森建設計画課長。

○大森建設計画課長 それでは、続きまして、市議会議案第117号 市道路線の認定及び廃止について、御説明いたします。

議案書①の45ページをお開き願います。

本案件につきましては、道路法第8条及び第10条の規定に基づきまして、市道路線の認定及び廃止を別紙のとおり行うものでございます。

ページを返していただきまして、別紙でございますが、46ページから50ページの上段までが認定の対象となる47路線につきまして、50ページの下段から51ページまでが廃止の対象となる3路線についての調書となっております。

また、52ページ目から67ページ目までがそれぞれ対象路線の位置図となっておりますので、御参照のほどよろしく願います。

なお、詳細につきましては、さきの11月21日の都市建設委員会にて御説明をさせていただいておりますので省略させていただきます。

説明は以上でございます。よろしく願います。

○黒木委員長 次に、議案第119号 平成30年度水戸市一般会計補正予算（第4号）中第1表中歳出中第8款（土木費）及び第2表債務負担行為補正中都市建設委員会所管分について、執行部から説明願います。

初めに、第1表中歳出中第8款土木費について、黒澤都市計画課長。

○黒澤都市計画課長 それでは、市議会議案第119号 平成30年度水戸市一般会計補正予算（第4号）について、御説明いたします。

恐れ入ります、②平成30年度補正予算に関する説明書の6ページ、7ページをお開きください。

8款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費でございます。

泉町1丁目北地区市街地再開発事業費において、解体整地工事及び建築工事費の一部として13億7,440万円の増額補正を講じるものでございます。

続きまして、7目緑化推進対策費につきましては、緑化基金への寄附金の積立により5万円の増額補正を講じるものでございます。

以上でございます。

○黒木委員長 次に、第2表債務負担行為補正中市営住宅及び特定市営住宅管理運営に係る債務負担について、黒澤都市計画課長。

○黒澤都市計画課長 それでは続きまして、恐れ入ります、議案書①の73ページの第2表債務負担行為補正の事項3番目の部分をごらん願います。

議案第115号により提案しております、市営住宅及び特定市営住宅の指定管理に伴う管理運営委託料につきまして、平成31年度から指定期間である平成35年度までの限度額を13億8,870万円として債務負担行為の設定をするものでございます。

なお、詳細につきましては、②平成30年度補正予算に関する説明書の8ページ、9ページに記載してご

ございますので、後ほど御参照願います。

説明は以上でございます。

○**黒木委員長** 次に、議案第121号 平成30年度水戸市一般会計補正予算（第5号）中別表中歳出中第8款（土木費）について、執行部から説明願います。

初めに、第8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費について、大森建設計画課長。

○**大森建設計画課長** 恐れ入ります。⑤平成30年度補正予算に関する説明書の22及び23ページをお開き願います。

中段の表にお示しました、8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費につきましては、建築行政に要する職員給与費などを353万2,000円増額するものでございます。

内訳につきましては、建築行政に要する職員給与費につきまして給与改定に伴う増加額が74万8,000円、その他の増減額として人事異動等に伴う所要額の変更が247万7,000円、合わせて322万5,000円の増額となっております。さらに、建築事務費につきましては、事業事務量の増加に伴いまして臨時職員1名を雇用したため、所要額30万7,000円の増額を行うものとなっております。

説明は以上でございます。

○**黒木委員長** 次に、2目建築指導費について、黒澤都市計画課長。

○**黒澤都市計画課長** 続きまして、8款1項2目建築指導費につきましては、建築指導に要する職員給与費を323万3,000円減額するものでございます。

内訳につきましては、給与改定に伴う増加額が74万6,000円、その他の増減額として人事異動等に伴う所要額の変更が397万9,000円の減額となっております。

以上でございます。

○**黒木委員長** 次に、2項道路橋りょう費及び3項河川費について、大森建設計画課長。

○**大森建設計画課長** 続きまして、下段にお示しいたしました8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費を御説明させていただきます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費につきましては、道路管理に要する職員の給与費を948万8,000円増額するものでございます。

内訳につきましては、給与改定に伴う増加額が161万1,000円、その他の増減額といたしまして、人事異動等に伴う所要額の変更が787万7,000円の増額となっております。

次に、8款土木費、2項道路橋りょう費、3目道路新設改良費につきましては、道路新設改良に要する職員の給与費を445万8,000円減額するものでございます。

内訳につきましては、給与改定に伴う増加額が139万5,000円、その他の増減額といたしまして人事異動等に伴う所要額の変更が585万3,000円の減額となっております。

恐れ入ります。ページを返していただきまして、24、25ページの中段の表にお示しました、8款土木費、3項河川費、1目河川総務費につきましては、河川管理に要する職員の給与費を909万9,000円増額するものでございます。

内訳につきましては、給与改定に伴う増加額が65万4,000円、その他の増減額といたしまして人事



異動等に伴う所要額の変更が844万5,000円の増額となっております。

説明は以上でございます。

○黒木委員長 次に、4項都市計画費、1目都市計画総務費について、黒澤都市計画課長。

○黒澤都市計画課長 続きまして、8款4項1目都市計画総務費につきましては、都市計画行政に要する職員給与費を858万9,000円増額するものでございます。

内訳につきましては、給与改定に伴う増加額が185万円、その他の増減額として人事異動等に伴う所要額の変更が673万9,000円の増額となっております。

また、内原駅周辺地区整備事業費につきましては、内原駅南口の事業推進を図るため臨時職員を1人雇用し、所要額30万円の増額補正を行うものでございます。

以上でございます。

○黒木委員長 次に、3目公共下水道費について、鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 続きまして、3目公共下水道費につきましては、給与改定及び人事異動等による所要額の変更に伴い、人件費の補正を行うため下水道事業会計繰出金を922万4,000円減額するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○黒木委員長 次に、4目街路整備事業費について、大森建設計画課長。

○大森建設計画課長 続きまして、表中の下段にお示しいたしました、4目街路整備事業費につきましては、街路整備事業に要する職員給与費を199万6,000円減額するものでございます。

内訳につきましては、建設計画課所管分として給与改定に伴う増加額が31万円、人事異動に伴う所要額の変更が257万円の減額、合わせて226万円の減額を、都市計画課所管分として給与改定に伴う増加額が6万9,000円、人事異動などに伴う所要額の変更が19万5,000円の増額、合わせて26万4,000円の増額となっております。

説明は以上でございます。

○黒木委員長 次に、6目公園費及び5項住宅費について、黒澤都市計画課長。

○黒澤都市計画課長 それでは、続きまして、同じく⑤26ページ、27ページをお開き願います。

8款4項6目公園費につきましては、公園建設事業に要する職員給与費を57万8,000円増額するものでございます。

内訳につきましては、給与改定に伴う増加額が22万円、その他の増減額として人事異動等に伴う所要額の変更が35万8,000円の増額となっております。

公園等管理費につきましては、一般財団法人水戸市公園協会の職員給与を市の職員に準じて改定するため、所要額32万9,000円の増額補正を行うものであります。

次に、8款5項1目住宅管理費につきましては、住宅行政に要する職員給与費を657万3,000円増額するものであります。

内訳につきましては、給与改定に伴う増加額が29万1,000円、その他の増減額として、人事異動等に伴う所要額の変更が628万2,000円の増額となっております。

以上でございます。

○黒木委員長 次に、議案第128号 平成30年度水戸市下水道事業会計補正予算（第1号）について、執行部から説明願います。

鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 市議会議案第128号 平成30年度水戸市下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、御説明いたします。

説明につきましては、別冊の議案書⑦の平成30年度下水道事業会計補正予算に関する説明書並びに明細書により御説明させていただきます。

議案書⑦の15ページをお開き願います。

下水道事業会計の補正予算明細書といたしまして、15ページから17ページに収益的収入及び支出を記載してございます。ページを返していただきまして、18、19ページは資本的収入及び支出についての明細書となっております。

初めに、収入におきましては、15ページの収益的収入の他会計補助金及び18ページの資本的収入の他会計出資金を合わせまして922万4,000円の減額補正を行うものでございます。

次に、支出におきましては、16、17ページの収益的支出及び19ページの資本的支出につきまして、給与改定及び人事異動等に伴う所要額の変更によりそれぞれの項目について人件費の補正を講ずるものであり、合計といたしまして922万4,000円を減額補正するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○黒木委員長 以上で、提出議案についての説明は終了いたしました。

それでは、これより質疑を行いたいと思っておりますが、議案第95号 水戸市下水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例、議案第101号 水戸市下水道条例の一部を改正する条例、議案第102号 水戸市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例及び議案第103号 水戸市若宮スポーツ会館条例の一部を改正する条例は関連がありますので、議案の説明と同様に、これらの議案について一括して質疑を行いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 御異議なしと認め、一括質疑といたします。

それでは、議案第95号、議案第101号、議案第102号及び議案第103号、以上4件について、質疑のある方は発言を願います。

中庭委員。

○中庭委員 今回のこの4つの条例の改正、廃止は、水戸市の下水道部を水道部と組織統合していくという、全部適用するというための条例ですが、水戸市はこの組織統合によって機動性の確保、合理化、効率化を上げていますが、市民にとって何がプラスなのかということについてお聞きしたいと思います。

水戸市は、下水道事業会計に地方公営企業法の財務適用を行うということを既に行いました。これは、独立採算制を一層進めて一般会計からの繰入金を抑制することにならないかということをお私に考えているわけですが、これについてどう考えるのか。今回のこの全部適用によって、一層、独立採算制が強まって料金の

値上げ、受益者負担の値上げということにならないのか、お答えいただきたいと思います。

○黒木委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

まず、市民にとってのメリットという件についてでございますが、現在下水道使用料は水道料金と一緒に市民の皆様に徴収させていただいておまして、今後下水道部と水道部が組織統合することによりまして、市民にとってもわかりやすい組織になるのではないかと考えてございます。

また、今回地方公営企業法を全部適用することによりまして、使用料の値上げにつながるのではないかとというようなお話でございましたが、本市の下水道事業は多額の繰入金によって経営が成り立っている状況でございまして、このことは福祉や教育などほかの一般行政経費に対しても大きな影響を与えているものでございますので、これまでも受益者負担の適正化を図りまして繰入金の削減に取り組んできたところでございます。今回全部適用することによって、これらの方針が変わるということとはございません。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 水戸市の行財政改革プランがありますけれども、この中に下水道事業経営の改善として受益者負担率の向上と、値上げをうたっているわけでありまして。そして、これに沿って水戸市は平成28年度に6.8%の値上げを行いました。そしてこの2016年の行財政改革プランでは、さらに平成31年度に値上げする、そしてさらに平成34年度も値上げするということで、3年ごとの値上げが計画されておりました。

しかし、平成30年度は、先日の議会では当面見送るということになりましたが、消費税は値上げすることになりました。消費税の値上げによって結局半年分ですけれども、これが値上げになると。大体の試算では3,000万円くらいになってしまうということで、結局下水道の受益者負担をますます強めることにならないかということだと思います。

そういう点では、一般会計の繰入金、これは大体年50億円くらい一般会計から繰り入れていますけれども、これはなぜこんなことになってしまったかという、これは下水道事業が平成6年までは東部浄化センター建設に固執してしまっていた。これが結局おくれた原因なので、そこをよく見れば私はやはり下水道事業会計の全部適用というのは、料金値上げにつながるということになってしまいます。

それで、一つお尋ねをしたいのは、この平成31年度の値上げを延期するというふうに言っていますけれども、値上げはあくまでも延期であって実際は行うということでありまして、これはまた中止しないのかどうか。それから平成34年度の値上げも行財政改革プランには明記されているんですけども、これも水戸市は行っていくのか、お答えいただきたい。

○黒木委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの中庭委員の御質問ですが、今回提出しております上下水道統合に関する条例案の審議とはちょっとまた違うのかなと思いますが、こちら……

〔「議案についてだけの答弁をしない。誘導尋問に引っかかるんじゃないよ」と呼ぶ者あり〕

○鬼澤下水道管理課長 こちらに関しましては今回提出させていただきました議案と直接関係はないことで

すので、答弁のほうは控えさせていただきます。

○中庭委員 直接関係がないと言っても……

○黒木委員長 中庭委員、よろしいですか。

今回の議案は、上下水道事業の組織を統合していこうという議案でありまして、値上げに関する条例ではないので、その部分、今回の議案から逸脱するような質問は避けていただきたいと思います。

中庭委員。

○中庭委員 結局組織統合、それから全ての統合によって一層独立採算制が進む、そのことによって3年ごとの値上げが一層値上げ率が高くなるということですよ。平成28年度にも6.8%値上げを行いました。この値上げというのは一体どのくらいになったんですか、平成28年度は。

○黒木委員長 すみません。

今私が申し上げたとおり、今回の議案に関してはこの水道料金、下水道料金の値上げに関するということを議題としてはないので、その料金等に関しては先ほど鬼澤課長からも答弁がありました。今回の組織統合によりまして、今入れている一般会計からの繰入金に関しては削減に向けて努力をしていくということ、ここまでで精いっぱいだと思うんですが、委員の皆様いかがですか。

○中庭委員 委員長ね。結局独立採算制になると一般会計からの繰入金を抑制するという方向が一層強まるわけですよ。だから、今3年ごとに値上げが行われているわけですが、これでさらに値上げが促進されるのではないかと、だったら3年ごとの値上げ計画というのは撤回するべきではないですか。行財政改革プランで今出ていますけれども、撤回すべきじゃないですか、だったら。

それからもう一つは、全部適用しているのは県内では3市のみなんですよ。特例市でも、全国でたった14市しかやっていない。だからそういう点では、本当に全国の自治体の中で全部適用しているのは少数なんですよ。だからその点で、なぜ全国でやっていないのかと言えば、これはやはり独立採算制の名のもとに一般会計からの繰り入れを行う、要するに下水道を普及させるための一般会計の繰り入れを減らすということのためだけじゃないかと、何のメリットもないじゃないかというふうに私は思うんですけれども、その点はいかがですか。

○黒木委員長 松本委員。

○中庭委員 委員長、答弁してください。

○松本委員 関連だから。

委員長から私が指名を受けましたので、中庭委員さんの今の質問のとおりだと思っていますよ。3年ごとの値上げということの、平成31年度はそういう年に当たるといふふうになっていることは、中庭委員が言っているとおりだと思います。ですから、消費税が上がると、これ以上市民に負担をかけてはならんだろうということで私は代表質問でもやっています。それで値上げはしないというような答弁もいただいていますから、中庭委員、これは御理解をいただいて。

今日のこの議案とは関係ないお話なので、そのことについては組織統合の問題ですから、値上げとか料金の問題ではありませんから、議案は。ですから委員長、これはやはり議事進行していただきたいと思います。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 このまま地方公営企業法の全部適用ということで、平成31年4月1日施行ですよ。

ところで、議案第95号の参考資料で4ページを見ますと、最後に付則でこの条例は平成32年4月1日から施行するとあるんですが、これはこれでよろしいんですか。

○黒木委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えいたします。

議案第95号参考資料4ページの一番末尾でございます、水戸市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は昨年度、前回の3月議会でこちら条例のほうは御同意いただいたものでございますが、こちらにつきましては、平成32年4月1日から施行するこちらの第6条中の条ずれの改正の部分なんですけれども、こちらに関しましては地方自治法が変わることに伴いまして変わるものでございまして、施行は平成32年4月1日からとなっておりまして、こちらの部分はこのまま平成32年4月1日から施行ということになってございます。

○中庭委員 委員長、私質問があるんです。

○黒木委員長 料金改定であれば、ちょっと指名できないんですけれども。

○中庭委員 委員長。私の答弁がないんです、さっきの。答弁をください。

3年ごとのこの水道料金の値上げ計画は行財政改革プランにも明記されているんですけれども、これは撤回する考えがないのかどうか、私は聞いているんですけれども。

〔「行革の中で、3年ごとと決まっているんだもの」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 だから、それを一層今回は促進するための組織統合なんですよ、これは。

〔「あなたの解釈の仕方だよ、それは」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 だって書いてあるでしょう、組織統合する意味というのは。その合理化、効率化、そしてそれがやはり……

〔「やたら議会をもめさせるだけだから」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 もめさせることを言っているわけじゃないです、私は。もめさせてないですよ。

この3年ごとのこの値上げをやはり撤回すべきじゃないかと。要するに、組織統合することによって一層、一般会計からの繰り入れを抑制することになるんじゃないかと、私は言っているんです。それについての答弁がないんです。

○黒木委員長 中庭委員。料金改定を今この場で聞かれても、3年後撤回すべきと言われても、答えられないですよ。それは職員の方は何も答弁できないですよ。

○中庭委員 そんなことない。だってこれは行財政改革調査特別委員会で決めて、水戸市の方針で平成28年度と平成31年度と平成34年度と明記されているんですよ、これ。明記されているのは知っているでしょう。

○黒木委員長 それは、改定についての議論をしていきたいと思いますということですよ。上げますよということではないです。安くなるかもしれないですよ。上げますよということではなくて。

○中庭委員 それで、平成28年度には2億円値上げしましたと、平成29年度は2億1,900万円の値

上げの効果がありましたと書いてあるんですよ。そしてさらに受益者負担を適正化すると……

○黒木委員長 これは答弁できないでしょう。

○中庭委員 だって、やっているのは下水道部だよ、これ。

○黒木委員長 今は組織統合していきましょうと……

○中庭委員 だから、組織統合する意味がそこにあるんですよ。そこを聞いているわけですよ。単に組織を統合するだけじゃないですよ、これは。

○黒木委員長 両方が一緒にやって適正管理していきましょうということをやっている。

○中庭委員 そんなことではない。私はそういう点では、組織統合計画を一層進めるということは極めて問題だと思います。そして、3年ごとの値上げ計画も撤回しないということになれば、ますます私は値上げが進められていくと思いますので、ぜひこの計画は撤回していただきたいと思います。

以上です。

○黒木委員長 よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、議案第95号、議案第101号、議案第102号及び議案第103号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第113号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言を願います。

中庭委員。

○中庭委員 一つは、今回7カ所の既存の児童遊園の住所が間違っていたというのが出されました。7カ所の既存の児童遊園の住所が間違っていたということで今回訂正があったんですけども、これはなぜ間違ってしまったのかと。何か原因があって間違ったのかというのが1点です。

それから2つ目は、以前に児童遊園が水戸市に帰属されないまま民間業者が他に転売したという例がありました。それで児童遊園に家が建ってしまったということもありましたけれども、このような間違いもあつたんですけども、この間違いも含めて今回は訂正されているのかどうかもお答えいただきたいと思います。

○黒木委員長 上田課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

位置の訂正につきましては、今回公園緑地課のほうで公園台帳の電算化、システム化作業の過程で住所の誤りが発覚といたしますか、わかりましたので、それにあわせて訂正を行うものでございます。間違った経緯といたしますのが、恐らくですが、書き写し時の誤りやパソコン上の打ち間違いといった人為的なミスだったのでらうというふうに思われます。今後は、チェック体制を強化してこのようなことがないように適切に対応してまいります。

以上です。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 ぜひ今後も注意していただきたいと思います。

それからもう一つは、写真に撮ってきたんですけども、見川4丁目の第1児童遊園、第2児童遊園なん

ですけれども、ここにたくさんの桜の木などが、しだれ桜とか山桜とかいろいろ木が植えられていますけれども、これまで児童遊園という木が余り植えられていなかったんですけれども、今回植えられた理由というのは何があったのかお答えいただきたい。

○黒木委員長 上田課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

今回の開発事業者の開発のコンセプトが、公園と街の一体感などでありまして、開発事業者と水戸桜川千本桜プロジェクトという民間の団体がございまして、その人たちが共同して児童遊園に桜を植樹する計画となりました。桜は児童遊園にもあるのですが、全ての開発される宅地にも桜やモミジを植樹して街全体が桜の街となるような仕掛けを考えているということです。

以上です。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 私の近くの公園なので、私も見に行きましたけれども、確かに桜がたくさん植えられていて、地名も桜川団地とか、第2桜川団地とか桜に親しむということで、桜の名前がついております。そういう点では、やはりこういう木が植えられるということは非常に私はいいいことではないかなというふうに思いました。

以上です。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 この児童遊園の関係で、いつも変更理由とか遊具のことを質問していましたが、今回ちょっと見たときに、照明灯がある公園とない公園があるんですけれども、この照明灯はやはり住民の要望とか何か基準があって照明灯をつけるところがあるのかどうかということをまずお尋ねしたいと思います。

○黒木委員長 上田課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えいたします。

まず、開発行爲に伴う児童遊園につきましては、まず公園ができる時点で住宅が建っていないということで、そもそも街路灯などの要望が上がる段階にはないということを御理解いただければというふうに思います。ですので、開発事業者様との話し合いの中で街路灯をつける、つけないということは協議して決めているところでございます。

以上です。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 場所もある程度想定して、場所も真ん中じゃなくて端のほうに、入口とかそういうところにつけているんですね。

あと電気代とか、メンテナンスや壊れたときの対応とか、それはどうなんですか。

○黒木委員長 上田課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えいたします。

公園灯、街路灯につきましては、公園の帰属を受けるときに一緒に帰属を受けることとなりますので、街路灯に関する電気代、そういったものも全て市のほうで負担していくという形になります。

以上です。

○黒木委員長 ほかにございますか。

松本委員。

○松本委員 開発行為を行っていくということは、家が建つということが前提だと、私はこう思っているんですよ。ですからその辺は、開発行為を行う場合の条件というか、業者さんとの、街路灯とか公園灯とかというのまできちんと統一をしておいたほうがいいのかなど。ある公園とない公園と差があったのではどうなのかとかこういうふうにも思うんですよね。ですから、電気料は水戸市がもっていくということは、要するに防犯灯的なものというのは町内会なのか、街路灯というのは水戸市のもつ部分なのか。その辺を統一して開発行為の許可をして公園を引き受けるという時点で、事前の協議の中でやはり統一しておいたほうがいいのかではないですか。

業者によってはつけるよ、あるいは水戸市が電気料をもつよということを、先にどうこうということじゃなくて、その都市計画部の中での開発行為を許可をする前に、やはりその辺のところを一本化しておいて、ある程度つけていく方向で、防犯灯を何カ所かここに付けようよとか、あるいはこれは町内会では負担ができないから、ここは街路灯の意味としてつけますよとかいうような協議というのは、決めておいたほうがいいのかなどというふうに、私の意見としてこれは申し上げておきたいと思います。

答弁はいいです。

○黒木委員長 ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○黒木委員長 ないようですので、議案第113号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第114号 指定管理者の指定について（都市公園等）について、質疑がある方は発言を願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○黒木委員長 ないようですので、議案第114号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第115号 指定管理者の指定について（市営住宅等）について、質疑のある方は発言願います。

松本委員。

○松本委員 ちょっと1件だけいいかい。

砂久保住宅というのは、この資料の中にあるんだけど、砂久保住宅というのが細かい地図でよく場所はわからないんだけど、番号では2番になるのかな、参考資料に赤い印をつけてある。この16世帯の中で、砂久保住宅というのはこれは以前解体とか建てかえとかあったような場所だったと思うんですけども、古い住宅だったような気がするんですけども、今はどんな状況になっていますか。それで、どのくらいの入居数と、どんなふうな状況になっているのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○黒木委員長 木村課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えします。

現在砂久保住宅のほうは、これから解体という段取りになっていまして、入居されていた方は皆さん、ほ



かの市営住宅等に移転済みでございます。来年度予算を要求しまして、2カ年をかけて新築の住宅を建設するという計画になっております。

○黒木委員長 松本委員。

○松本委員 そうすると、一旦取り壊してなくなってしまうわけだから、この指定管理者制度はここは一応休眠になるわけだな、とりあえずは。完成というのは何年ごろになるというのは言ったんだっけ、俺もよく聞こえないといったんだけれども、2年後ね。2年間はこの指定管理者制度というのはここは必要なくなってしまうんだよね、結局は。なくなってしまうんだから。そうでしょう。

それが1点と、あと石川町のスーパーの後ろのほうにあった、あれとは違うでしょう。国道50号から斜めに右に曲がって行って上水戸のほうに出る通りの、すぐ左の裏側のほうにもあったでしょう、市営住宅というのが。あれは何住宅というの、あそこは。石川台住宅というの。あそこは今はどういう状況になっていますか。以前にあそこはちょっと問題がありましたよね、昔ね。あそこというのは今もあの古いままであるのかな。世帯数はあそこは少ないというような、敷地も余り広くないような気がしたんだけれども、この中には石川台住宅というのが入っているんだけれども、指定管理者制度の中に。この今の状況というのはどんなふうになっていましてしょうかね。

○黒木委員長 木村課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えします。

手元にちょっと全資料を準備していなかったもので、大変申しわけございませんが、古い住宅のほうに関しましては計画的に解体、用途廃止というように段階を踏んで計画しております。当然市営住宅の指定管理のほうの中にはそういった計画の年度にあわせて1年ごとの修繕とか、そういった見積もりも算定しまして、毎年若干の委託料の値段の変動というものが組み込まれてございます。

○黒木委員長 松本委員。

○松本委員 私はあそこが市営住宅の場所ではないと思っているんだよね、正直言って。ですからあれは取り壊したらば普通財産にでも戻して、ほかの何かに活用するとか、遊休地で遊ばせておいては何だから、それは売るとか何かして、それで別なところに新たにまた求めるなら求めていったほうが、あそこは市営住宅の場所ではないような気がする、私は思っています。

これもここで答弁と言ったってこれは無理だから、答弁はいいんですけども、私のこれも要望なんだけれども、その辺のところも今後。解体すると言ったでしょう、これから。その後、今度またそこを建てかえるつもりなのかどうなのかわからないけれども、私はもうあそこは建てかえる場所ではないんじゃないのかなと、こういう感じがするものですから、意見として述べておきます。いいです、要望で。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 資料をいただいたのでちょっと説明してほしいんですけども、平成29年度の決算では全体で2億4,031万円の管理料を県住宅管理センターに支払っているという中で、修繕費が1億4,664万円となっているんです。これは今年度の予算でも同じなんですけれども、この予算は現実的にはいろいろな苦情がきているんですよ。

今、市営住宅については修繕費が足りないのです、例えば雨漏りして修繕要望してもなかなか修繕されない。

半年も1年も待たされると。しかし待たされてもまたそのままとか。あるいはベランダのハト防止のための網をつけてほしいと言っても、お金がかかるからなかなかつけられないとか、それからあと壁の剥がれがそのままとか、いろいろな苦情がたくさん寄せられているんですけども、市営住宅が既に建設されて40年もたっていて老朽化が進んでおります。しかし、現実的にはなかなか直らない、放置されているというのが実態なんですけれども、これは1億4,664万円で足りているんですか。現実的な話。そこをお答えいただきたい。

○黒木委員長 木村課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

市営住宅の修繕に関しましては、入居者が修繕の依頼をしたときの対応が悪いというようなお話があるということかと存じます。修繕内容につきましては、市のほうが修繕するもの、入居者が修繕するものと分けられておまして、現地を県住宅管理センターのほうで確認しまして、その旨の説明をしながら対応をしているという現状でございます。雨漏り等のお話に関しては、原因を究明しながら対応しているという状態になっているという状況でございます。

修繕費に関しては、この4年、今年5年目となっておりますが、修繕費が足りないというような報告は原則、私のほうには上がってきておりません。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 県住宅管理センターにいろいろお願いすると、予算がないと、もう予算を使い切ってしまったのでできないというのが、やはりいろいろこの県住宅管理センターに委託している場合でもそういう問題があるので、私はこれは改善すべきじゃないかなというふうに思います。

それからもう一つは、水戸市と県住宅管理センターが滞納家賃のことについて通知を出しているんですよ。その通知は、県住宅管理センターが現実的には担当しているということになっているんです。通知を出した中に、本会議でも言いましたように、分割納入している人も含まれる。220世帯も含まれる。それから生活保護世帯も含まれる、自己破産した人も含まれてしまうということで、極めてルーズな通知が出されているんですけども、これは県住宅管理センターが何でこんな通知を出してしまうのか、そういう仕組みはどうしてこんなふうになってしまうのか。市は一生懸命にチェックしなかった、ずさんに行っているというんですけども、その点のチェックというのはなぜできないのかお答えいただきたい。

○黒木委員長 木村課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

今回の全滞納者への納付という、はがきの送付について御説明します。

600世帯に送ったものに関しては、御説明のあったように分納者、生活保護者、自己破産者も含まれて発送しております。こちらのほうはあくまでも滞納者というリストの中で発送しております。少しでも早い段階で滞納者にも意識していただくことと、各事情があつて何らかの形で滞納されていると、そういう方もございますので、そこに関してはあくまでも全滞納者ということで今回は発送しております。答弁のほうでもあつたとおり、今後の発送方法、また文章の中の文言については改善を検討してまいるといふことで答弁していると思いますので、よろしく申し上げます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 これがいわゆる滞納者に発送された通知ですが、法的措置をとると。この出した中に一般財団法人茨城県住宅管理センターと書いてあるんですね。だから、やはりきちんとしたチェックをしていない。結局県住宅管理センターでも実情をよく調べないでどんどん出してしまうというやり方が行われていると思うんです。ですから、家賃の滞納の徴収に当たっては、私はそういうチェックをちゃんとするというのをぜひ今後行っていただきたい。

あとは、家賃の徴収に当たっては入居者の実態調査も行って、国の3月31日に出された通知でもやはり福祉部門との連携、生活保護の適用、あるいは家賃の減免なども積極的に行うということが書いてあるわけですね。だからそういう点をきちんとやはり私はやるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○黒木委員長 木村課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

今回の発送に関していろいろな問題点が出てきておりますので、十分に対応していきたいと考えております。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 質問しますけれども、これまでは入居者と市の関係ということであったのが、指定管理者が入りまして、入居者と指定管理者と市という3つの関係になっているわけで、そこで責任の所在というか、そういうことを質問したいんですが、実は今年の2月に河和田北防犯協会というところから住宅敷地の中の枯れ草の刈り取りとか、街路灯のこととかで要望書を出していたんですが、今のところ何ら回答がないんですよ。

今までの入居者と水戸市だけの関係であれば、電話が入って、少し待ってくれとか、これはできないことだとか説明があったんですが、今回そういう状況になっているものですから、その辺のことについて質問します。

入居者でやる部分と、市でやる部分というのは宅建業法などにも定められたもので、それはわかるんですが、そうではなくて私が言っているのは自治会というか住民の団体とか、そういったところの要望を受けとめてきちんと回答してくれる、そういう流れになっていないんじゃないかと思っておりますので、その辺の答弁をいただければと思います。

○黒木委員長 木村課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えします。

今年の2月、防犯協会様のほうから要望ということで上がっているというお話に回答がないということでございますが、私のほうも至急県住宅管理センターのほうに確認をとりまして対応したいと思っております。大変申しわけございません。

自治会のほうとの対応や要望に関しても、当然水戸市のほうにも要望を受けたりしております。そちらに関しても、県住宅管理センターのほうに指示をして状況を確認して自治会のほうに回答する、そういうシステムになっていますので、こちらがちょっと漏れてしまったというところは改めて県住宅管理センターのほうにも注意をしていくようにしていきたいと思っております。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 そういふことのないように、県住宅管理センターや住宅の自治会と、話し合いをやっていないんですか。意思疎通を図るといふかそういったことで、要望なども。今回は防犯協会ですから外部の団体でしようけれども、実際の入居者の自治会との話し合いはどのようなふうになっているのでしょうか。

○黒木委員長 木村課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えします。

自治会との連携やお話し合い、そちらのほうも非常に大切なことと十分存じております。今回提出の参考資料のほうにも記載してございますが、新たなサービスの向上策ということで団地の自治会等の協力体制づくりということもテーマに上がっていますので、これまでの反省点等を踏まえまして、ますますそのあたりを充実させていきたいと考えております。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 じゃそれはそういうことでお願いしたいと思います。

あと、参考資料にあります新たなサービスの向上策ということで、7項目ほどありますけれども、ここに災害支援型の自動販売機の設置とか、非常用防災備品の配備、防災マップの配備とあるんですが、これはどこにどのような形で配備されるか決まっているのでしょうか。

○黒木委員長 木村課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えします。

防災支援型自動販売機の設置に関しましては、市営住宅の敷地の中に設置をするということでこれから協議しながら場所を設定していきます。あと、非常用防災備品の配備ということですが、こちらは各住宅の集会所、こちらに備品を配置するという考えを持っています。こちらも自動販売機等の資金の一部を流用しながら賄っていくという考えを持っております。防災マップは、これから次年度に作成し、これを集会所に張り出すのか、各入居者に個別に発送するか、これから検討するというふう聞いております。

○黒木委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、議案第115号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第117号 市道路線の認定及び廃止について、質疑のある方は発言願います。

松本委員。

○松本委員 市道認定については、私は賛成の立場からちょっとお聞きをしてみたいと思っているんですけども、国の農道、国有地あるいはため池なんかも、135カ所くらい水戸市内にあって、水戸市が特例市になって、これが全部国から水戸市のほうに委譲になって、こういう経緯ですよ。そしてその農道なんかも全部水戸市の道路として扱っていますよね。その道路の建築基準法に基づいた法定外道路とかみなし道路とかその辺の、私はよく意味がよくわからないんだよ。農道に対しての扱い方のみなし道路というのか、法定外道路というのか、何というのか、どのような形でそれは誰が判断しているんですか。

私は建築基準法上、公図上の農道であれ、私は正式な公道だと思っています。ですから、前にもこの話があって、それは建築基準法に基づいた扱いにするべきなんじゃないのかなというふうには思っているんで

すけれども、これは都市計画部のほうで前の副部長さんだか誰だかわからないけれども、人が通っていないからとか、家が1軒もないからとかと言って、開発行為の場合においてもセットバックは必要ないんだというような答弁がありましたよね。じゃ反対側はどうするんだと言ったらば、これはセットバックがあるんだと。そしたら建築基準法上、最小幅員が4メートルでしょう。それは芯から2メートルずつだから、農道が6尺であれ9尺であれ、6尺というのは1.8メートル、9尺というのは2.7メートルなんだけれども、65センチメートル下がるのか、1メートル下がるのかの問題だけであって、芯から2メートルというのが建築基準法だと思っています。

その辺の意味、内容が、どういうことで建築基準法で扱わなくてもいいのか、これは誰がどこで判断する問題なんですか。私は都市計画部だと思っているんだけど、開発行為の許可をおろす場合には、そういう農道の部分はつけかえでこっちに幅員をつけますよとか、あるいは用水路、排水路についてもつけかえで開発行為をおろすとかいうようなことを決めていくということは、私は都市計画部の所管だと思っているんだけど、その辺の扱い方、どこを、何を基準として建築基準法に関係ないんだとか、これは建築基準法に関係あるんだとかいうこと、何を基準として決められているんですか。ちょっとその辺が私も、いまだよく合点がいかないところがあって、理解ができないんです。私は農道であれ、人が通っていようが通っていないが、家が1軒もなくたって、そこが開発行為のエリアだったとしたらば、必ず私はこの道路というのは農道の公道上である敷地が公道としていけると思っているんですよ。だから何を基準で、どういうことでその都市計画部のほうではその扱い方の考えを持っているのかなど。教えていただきたい。

委員長、いかがですか。誰か答弁できる人たちいないの、これ。

○黒木委員長 井原建築指導課長。

○井原建築指導課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

建築基準法の規定に基づきまして、幅員が4メートルに満たない道路につきましては、建築基準法が施行された時期に建築物が建ち並んでいた道路、こちらについては中心から2メートルのセットバックをすることで、建築基準法で定められております。その建築基準法の定めに従いまして、特定行政庁である水戸市がそのセットバックの必要な道路について指定をするという状況でございます。

○黒木委員長 松本委員。

○松本委員 私はそこがわからないんだよ。

だって水戸市は、平成16年に議員提案で都市計画法第34条の11号を足して、調整区域の中の救済事業としてエリア指定というものを設けて、そして家を建ててもいいよというふうに指定をして、それから四、五年たってから開発行為を認めて、水戸市がいちいち農道だの何だの要望を聞くと大変だから開発行為を認めてしまっただけで業者にやっていただいて、水戸市がこういう認定を受けることになったわけでしょう。だから水戸市の基準によって下水管だの水道管は何ミリメートルを入れろ、こう入れろということでもって開発行為というのは許可になってきているわけでしょう。都市計画部のほうでは。ですから、それができたものが今度は認定として上がってくるわけでしょう。

だからそこなんだよ。その中に農道が当時家があったからとか、建築基準法というのは、これは国の法律なんだから、私は建築基準法というものはやはり幅員が4メートル未満であったって、そのために民間では

セットバックの黄色い線を打って許可をもらっているわけでしょう。建築確認を取るのに。だからその辺が私がよくわからないところなんだな。みんなはわかるのけ。俺はわからないんだよ。

何で井原課長が言われることが建築基準法でそういうふうになっているかというのが、俺は逆だと思っているんだよ。国からいただいた農道が、そのときに家が建っていたか建っていなかったかというのは問題ではないでしょう。と私は思います。じゃ何でそういうところをエリア指定にして、家を建てられるようにしているのかどうかということに、今度はさかのぼってしまうんですよ。

だから、その解釈が私はわからないから、今後の問題でいいんだけど、やはり井原課長が言っていることとは、私はそれではちょっと今後も問題がいろいろ出てくるんじゃないのかなというような心配もしますので、私は、井原課長が言われるようなことが今は正しいと仮定しても、私は正しいと思っていないから。やはり建築基準法というのは6尺、1.8メートル以上あればこれは公道なんだから、公図上で残っていれば。そこを潰してしまうわけにはいかないんだから。だからやはり建築基準法に基づいてやっていくというのが、水戸市の本当の姿なのかなと、やり方なのかなというふうに私はこう思っているんですよ。だから、今の答弁では私はちょっと納得できない部分があるんですよ。これからそのエリア指定の中で、もう農家だって何だって後継者がなくて、水路だって何だって払い下げを認めているわけでしょう。水戸市は。要望があれば、地域の皆さん方から同意があれば、農道だって水路だってみんな分割して払い下げを認めているわけでしょうよ。だからそれはエリア指定という中であってやはり開発行為に今後もいろんなそういう問題が出てくるんじゃないだろうかというふうに、私はこう心配をしているんだよ。今後もあったらどうするんだよ、また。この中にもきっとあったような気がするんだ。

だからこれはこれでいいですよ。ただ、今後の考え方としてやはりきちんとした、たとえ農道であろうと、特例市になったときに、農道をいただいたときに家が建っていないとか、人が歩いていないとかいう問題は、それは言いわけにしか、私には聞こえないんだよ。

もう1回答弁してよ。

○黒木委員長 井原課長。

○井原建築指導課長 松本委員の御質問にお答えいたします。

建築基準法に基づく、その幅員4メートル未満の道路のセットバックにつきましては、セットバックをしなければならない道路の指定をするわけですが、その指定をする要件として法律に規定されておりまして、建築基準法が適用されるに至った際、現に建築物が建ち並んでいる幅員4メートル未満の道、これが指定できる道というふうに法律で規定されておりますので、どうしても建築物の建ち並びというものをもとに判断しなければならないと考えてございます。

以上でございます。

○黒木委員長 松本委員。

○松本委員 だからまた同じ話になってしまうんだけど、今でもエリア指定の中に農道というのはたくさんあるでしょう。家が1軒も建っていないところも。これから開発だつてされるところもあるでしょう。どうするんですかと言うの、その部分のときの農道の扱いは。

○黒木委員長 井原課長。

○井原建築指導課長 松本委員の御質問にお答えいたします。

松本委員がおっしゃるような建築物の建ち並びのない農道に面する開発行為が計画された際には、事前協議の段階などを活用いたしまして、事業者に対しまして中心から2メートルを任意でセットバックしていただくことを求めながら、事業者の理解を得ながら進めるようにいたします。

以上です。

○黒木委員長 松本委員。

○松本委員 ある場所は、業者さんは、当然農道だからセットバックをしますよと言ったならば、水戸市はしなくていいんだという指導をしたんだよ。開発行為。今言っていることと全く違うでしょう。業者さんというのはセットバックというものも当然だと思っているから、そこに農道でも何でもあれば。それをここはしなくていいんだと言ったんだよ、水戸市が。だから今の井原課長の答弁とは全く逆のことをやっているんだよ、今現実には。

だから今後の問題でいいから、きちんとそれを統一して、たとえ農道であれ、家が1軒もなくとも、畑の中であれ、田んぼの中であれ、そのための救済事業の都市計画法のエリア指定に指定しているんだから、家が建つということが前提なんだから、水戸市は。だからそういうところについては、建築基準法にあくまでも基づくというような統一した一本化という基準が私は必要なんだろうというふうに思っています。今お子さんなんて誰も通っていないからいいんだという話ではないと思うんですよ。

その辺、今日は副市長さんも来ているし、部長さんも国から優秀な方が来ているんだから、都市計画部の中でよく協議をして、今後の問題として統一して、そうした開発行為がこれからも出てきますから、どんどん。そういうたびにこういう話をしていたのではしょうがないから、やはりきちんとした建築基準法というのが、私はセットバックありと思っていますので、統一した基準をまとめておいてほしいと、これはもう要望でいいです。

○黒木委員長 今部長も副市長もいらっしゃいますので、しっかりとまた庁内でまとめていただいて、お願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

ほかにございませんか。

中庭委員。

○中庭委員 私は市道見川290号線について、質問したいと思います。

これは、開発行為によって住宅団地が造成されて、それに伴う市道の認定ということになりました。それで、これによって、団地造成によって結局雨水の流れが停滞してしまったということで、排水路の設置がされました。これがその排水路なんですけれども、この排水路は現実的には個人の所有にしてほしいと求められていると。しかし、住民は団地造成による雨水の排水路の設置だから、当然これは個人の名義ではなくて、例えば会社の名義にするとかということでトラブルになっているわけなんですけれども、問題はこの排水路が市道見川290号線の下をくぐっているんです。この部分をくぐっているわけなんです、この部分はきちんと水戸市に移管されての排水路になっているのかどうか、お答えいただきたいと思います。

○黒木委員長 三村河川都市排水課長。

○三村河川都市排水課長 ただいまの中庭委員の御質問についてお答えいたします。

先ほどの対象箇所の雨水排水管につきましては、雨水排水本管につきましては既に帰属されております。  
以上でございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 わかりました。やはりこれはあくまでも公の道路の下なので、きちんと水戸市に移管になっているというふうになるのが当然でありますので、その点は今答弁いただきましたのでわかりました。  
以上です。

○黒木委員長 ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、議案第117号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第119号 平成30年度水戸市一般会計補正予算（第4号）中第1表中歳出中第8款（土木費）及び第2表債務負担行為補正中都市建設委員会所管分について、質疑のある方は発言願います。

中庭委員。

○中庭委員 この予算は、新市民会館の建設、泉町1丁目の再開発の建設に伴う補正予算でありまして、13億7,440万円が計上されております。これはどのような予算なのか。内訳は何に使う予算なのかお答えいただきたい。

○黒木委員長 加藤技監兼泉町周辺地区開発事務所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

再開発事業補助金及び公共施設管理者負担金を合わせて13億7,440万円の内訳でございますが、地区内の既存建物の解体工事費に対する補助金として11億1,340万円。また、施設建築物の工事費の一部に対する補助として2億6,100万円でございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、結局これは解体費とそれから新市民会館をつくる基礎工事費ですよね。これが計上されたということなんですが、しかしこれを見ると、これまでの予算もありますよね。40億2,980万円という予算が組まれておりまして、この中には32億円の補償費とか、8億円の再開発の負担金が、貸付金が含まれているわけですが、これも実際のこの8億円は使われたとしても、32億円の補償費などは支出されていないにも関わらず……これは支出されているんですか、されていないんですか。どちらなんですか。

○黒木委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

今年度の当初予算の32億円につきましては、そのほとんどが権利変換期日を待っての補償費として予算を計上させていただいているところでございまして、支出はしておりません。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 支出したら、それこそまた都市再開発法違反になってしまうということで、結局支出もされていないにも関わらず、それをさらに13億7,440万円も積み増しするというのが予算上できるのかということ、今反対地権者もいる。そして事業認可もされていない。権利変換計画もされていないにも関わ



らず、こういう予算をどんどん組んでしまうということになってしまうと、結局これはどうなってしまうんですか。

年度末でまた、例えば、どういうふうにするつもりなんですか。これは年度内に消化できるんですか。

○黒木委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

今議会の質問に対する答弁でもさせていただきましたとおり、再開発組合としましては年度内の権利変換計画をまとめて、施設建築物の工事、あるいは解体工事の契約を年度内に目指してございます。

そのために当初予算であります補償費の支出、あるいはその後、年度内の契約に向けての工事費に対する予算、こういったものも再開発組合としては進める予定でございますので、それに対する力の支援として今回増額補正をするものでございます。

また、年度内の支出が可能かということでございますが、この時期でございますので繰り越しとなる可能性は高いというところではございますが、それは改めて今後の事業の進展を見ながらという状況でございます。

以上でございます。

[発言する者あり]

○中庭委員 権利変換計画もできていない、住民の皆さんの反対がある、実際工事はまだ行われていない。それにも関わらずどんどん予算を組んでしまうと。結局これが、反対者がいたってやるんだ、住民無視でやっていくんだという決意表明になってしまいますよ。この新市民会館の建設は市民の皆さんの反対があろうが、地権者の方が反対しようが、結局予算をどんどん積み増しするというやり方になってしまうんじゃないですか、これは。そしてそれが来年度予算に繰り越すことも含めて予算計上するというやり方は、予算上の編成の仕方としても、私は間違っているんじゃないかと思うんですよね。間違っているというふうには私は理解しますよ。だって今、事前買収の問題だって、住民監査請求が出ているわけです。だからそういう点では極めてこれは問題がある。

それで、さっき1億円の解体費と言いましたけれども、解体となればこれは権利変換計画も終わる。そして反対者もいらっしやる中でこれをずっとやるということになれば、解体費自体を組むことも問題だとは思わないんですか。その辺もう一度答えてください。

○黒木委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

権利変換計画もまとまっていないのにという御質問でございますが、先ほども答弁させていただいたとおり、年度内の権利変換計画をまとめて工事の発注というところを目指してございますので、それを支援するための増額補正でございます。

また、今回の増額補正に対する国からの補助金でございますが、これにつきましては、年度当初から内示を確保できておりまして財源の担保はございます。また、補助金の執行上、契約前に国から交付決定を受けるといった必要がございます。交付決定を受けるためには予算措置を経ている必要があることから、今回増額補正をするものでございます。

また、解体に対する御質問でございますが、解体費につきましては権利変換計画が成立するという前提のもとで補正をさせていただくものでございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 今回のこの予算の中には補償費とかいろいろ含まれていますが、私は問題点を指摘しておきますけれども、地権者の方が市民会館の床に賃貸借契約を結んで賃貸料をもらうということで、一部の方は長期にわたって賃借料をいただくということになるわけですね。これが今度の議会でも田中議員が質問していましたように非常に不公平なやり方だと。市民の負担がますますふえてしまうというやり方であるわけですね。その中身が全然、私たち議会にも提案されていない、市のほうでもう既に平成28年度からこういうことが進められているという、そんな問題まで含んでいるのにもかかわらず、予算をどんどん組んでしまうというやり方は私は到底納得できないと。市民の血税をどう考えているのかというふうに私は思います。ですからこういう予算を組むことはすべきではないと思います。

それからもう一つ、これはまた別のことでございますけれども、債務負担行為の問題がありますよね。債務負担行為で水戸市は13億8,870万円を市営住宅の管理料として、今後5年間にわたって負担するということになっています。これは、これまでよりもふえているのか、減っているのか。ふえているとすればどの部分がふえているのかお答えいただきたいと思います。

○黒木委員長 木村技監兼住宅政策課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

市営住宅の指定管理運営にかかわる債務負担の金額でございますが、今期の金額よりも5年間で1億7,000万円ほどふえております。その内訳といたしましては、施設維持補修費が7億8,000万円、その他人件費、事務費等が6億円、これを見込みまして提示額のほうが13億8,846万8,000円という提示がありましたので、端数を丸めてこういった金額で提出しております。

ふえた内容に関しましては、建築基準法による法定点検のほうを、今までは直営で発注しておりましたが、こちらの業務を県住宅管理センターのほうに業務委託をするような形で組み込んでおりますので、そういったものと、あと新しい住宅関係の施設がふえたりしておりますので、附帯施設関係の増額分ということがふえた原因になっております。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 この県住宅管理センターへの委託の中に、例えばこれまでも市民の皆さんのお願いとして、住居の風呂釜と給湯器を設置してほしいということですが……

〔「どこの団地なの。河和田団地なの」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 水戸市営住宅です。河和田団地も含めて、水戸市内の市営住宅では、風呂釜と浴槽がないところがあるんですね。そのために入居のときの障害となっているということなんですけれども、この委託料の中に風呂の購入に関する費用というのは入っているんですか、これは。

○黒木委員長 木村課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

費用に関しての詳細な数値はただいま手元にはございませんが、風呂釜の設置等に関しては、今後、ないと

ころに関しては設置していくような……

〔「市がやるの、それ」と呼ぶ者あり〕

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 はい。水戸市のほうで。

〔「前は個人じゃなかった」と呼ぶ者あり〕

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 はい、個人です。今後、長寿命化計画のほうにも載せたんですけれども、風呂釜の設置をしていきながら、入居の申し込みがあった時点で風呂釜を設置していくような計画はしております。

〔「もうしてやるようになったの」と呼ぶ者あり〕

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 はい、今後、これから、そういう考えも。

以上です。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 県営住宅でも毎年50戸あるいは何戸ということで決めて風呂釜を設置しています。予算を組んでいると。水戸市でも設置しているんですけども、その中身についてはまだ、そうすると何戸設置するとか、この部分が幾つあるとか、明細については入っていないんですか、これは。これはあくまでも今後の計画であって、希望者があればやるというような程度なんですか。

○黒木委員長 木村課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 中庭委員の御質問にお答えします。

今、市営住宅全部で17棟に関しては風呂釜がついていないアパートになっております。こちらのほうを一斉に全部つけても、全部屋に入居するわけでもございませんので、入居希望が入った、申し込みがある都度に対応していくというような考えをもっております。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 わかりました。ぜひ積極的に設置をしていただきたいと思います。

以上です。

○黒木委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、議案第119号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第121号 平成30年度水戸市一般会計補正予算（第5号）中別表中歳出中第8款（土木費）について、質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、議案第121号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第128号 平成30年度水戸市下水道事業会計補正予算（第1号）について、質疑のある方は発言願います。

中庭委員。

○中庭委員 これは市職員の給与の引き上げに関することなんですが、下水道部の場合196万円の、この引き上げの内訳と人数はどういうふうになっているのかお答えいただきたいと思います。そして1人当たり

幾らくらい引き上がるのかお答えいただきたいと思います。

○黒木委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

今回の人件費補正につきましては、まず給与改定に伴う増加額につきましては、職員の給与月額が平均0.2%引き上げになることと勤勉手当の支給割合が0.05月分引き上げられることと、またこれらの引き上げに伴う共済費等の増額でございます。

その他の増減額につきましては、平成29年度の配置人員をもとに当初予算は算定されておりますことから、4月の人事異動に伴い現在配置されている職員の所要額に合わせるために補正を行うものでございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 その人事異動だとかそういうものを除いて、今言った0.2%の引き上げ、それから期末手当の0.05月分の引き上げということによる引き上げ分というのはどのくらいなんですか。また人数、先ほどの資料では下水道部の職員が57人いらっしゃいますけれども、どのくらい引き上がるのかお答えいただきたいと思います。

○黒木委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 このたびの給与改定に伴う増減分ですが、下水道部の職員全体といたしまして196万4,000円の増加になってございます。

○黒木委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、議案第128号についての質疑を終わらせていただきます。

以上をもちまして、質疑は全て終了いたしました。

それでは、本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います。

なお、明日の委員会は午前10時に開会したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の都市建設委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時53分 散会